

平成26年度  
全国労働衛生週間

◆全国労働衛生週間  
10月1日～7日は、平成26年  
度全国労働衛生週間です。

この機会にそれぞれの職場  
で、労働衛生意識の高揚や労働  
者に対する保健指導、健康教育  
などの労働衛生管理活動の推進  
を図りましょう。

【スローガン】

「みんなで進める職場の改善  
心とからだの健康管理」

○実施事項

- (1)事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- (2)労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- (3)労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- (4)有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- (5)労働衛生に関する講習会・見学会等の開催 作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

共済のご案内

【自賠責あなたと  
家族を守ります】

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、平成25年の事故発生件数は約63万件、死傷者は79万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとつても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

【自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です！】

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害

賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですので御注意下さい！

10月は「不正軽油  
防 止 月 間」で す

不正軽油とは、軽油取引税を脱税するために、軽油に灯油や重油を混ぜたものや重油に薬品を混ぜて脱色したものなどをいいます。

不正軽油を発見したら

不正軽油ストップ110番へ

電話 (フリーアクセス)

0800-180002-1110

FAX

011-232-13798

E-mail

sonuzeinu1@pref.hokkaido.lg.jp

■次のような情報を寄せください  
①灯油や重油をトラックなどの燃料に使っているようだ。  
②不審な施設（場所）にタンクローリーが出入りしている。  
③著しく安い価格の軽油を売り込んでいる業者がいる。

動物駆逐用煙火の取扱いにご注意ください！

動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故が多発しています！

動物駆逐用煙火（連続発射式）は、一般で販売されているがん

具煙火と異なり、大きな音を発生するため、威力の強い火薬が

用いられており、万一、製品の異常な破裂等が発生した場合には、指や手の一部を欠損したり、飛散物や爆音により重篤な怪我をするおそれがあります。

消費者におかれましては、取扱説明書の使用方法を遵守するとともに、左記の注意点を厳守してお使い願います。

1 製品は直接手に持たず杭などに固定して使用すること。

2 やむを得ず手に持つて使用する場合は、以下注意点を厳守すること。

(1) 販売業者提供の専用手持ち用ホルダーを使用し使用時はホルダー底面に手が触れずかっ、可能な限りホルダーの下側を持ち使用すること。

(2) 万一、煙火が手元で爆発した場合、ホルダーの底面が抜ける危険性があるので底面は体に向けずホルダーはできる限り体から離して使用するこ

と。があるものや、過去に一度でもホルダー内部で製品が破裂等の異常燃焼したものは、使⽤しないこと。

手元で破裂し場合などの被害を完全に防止することはできないため、ゴーグル、耳栓、革手袋などの防護具を併用すること。

(5) 株式会社ライズが販売した動物駆逐用煙火（5連発式）、製品名「駆除雷5発」（2012年5月中国製）については、同社が製品の自主回収を行っているため、当該製品をお持ちの方は絶対に使用せず、販売元に連絡すること。

(4) ホルダーは、万一、製品が

を越えていることが判明（製品には薬7gと表示されています）し、現在、製品の全量回収と全消費者への使用停止の周知徹底を指示しました。当該製品をお持ちの方は絶対に使用せず、販売元に連絡すること。

▼ご相談・お問い合わせ窓口

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害

【販売元】(株)芳賀銃砲火薬店

芳賀火工  
022-262-11151

▼お問い合わせ先  
浦河労働基準監督署  
0146-122-2113

## 犬の飼い主の皆さんへ

**飼い犬の登録と  
狂犬病予防注射を受けましょう**

○飼い犬の登録は

お済みですか？

狂犬病予防法により、犬の飼い主は、市町村で犬の登録をしない主は、市町村で犬の登録をしなければなりません。

犬を飼い始めたときに一度登

録すれば更新の必要はありませんが、引っ越ししたときや犬が死亡したときには市町村への届出が必要です。

飼い犬の登録をしたときに市町村から交付される鑑札は、法律で犬への装着が義務づけられています。

飼い犬が迷子になり保健所等に保護された際に、飼い主を捜す手がかりとして役立ちますので、首輪などに必ずつけましょう。

詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせ下さい。

○毎年、狂犬病予防注射を受けましょう

我が国では、狂犬病予防法に基づき、飼い犬の狂犬病予防注射や放浪犬の捕獲などの地道な対策を続けてきました。

しかし、狂犬病は一部の国や地域を除き、今でも世界中で発生しており、毎年数万人の人気が亡くなっています。

アジアでの発生が特に多く、隣の韓国や中国、ロシアでも発生しています。

飼い犬の狂犬病予防注射は、法律で毎年4月1日から3月30日までの間に受けさせることができます。

飼い主の責任として、飼い犬に狂犬病予防注射を必ず受けさせるとともに、注射したことが確認できるよう、注射済票を首輪などに必ず着けましょう。

詳しくは、お住まいの市町村や、最寄りの動物病院にお問い合わせ下さい。

### ▼お問い合わせ

保健福祉部 健康安全局

食品衛生課 食品安全グループ  
011-1204-15262

狂犬病は、発症すると、ほぼ100%死につながる大変恐ろしい病気です。

## ～ 農業者年金に加入しませんか ～

### ● 農業者の方なら加入できます

国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事する20歳から60歳未満の農業者の方ならどなたでも加入できます。

### ● 少子高齢時代に強い年金です

自ら納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。加入者・受給者の数に左右されることなく、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもない安定した年金制度です。

### ● 保険料の額は自由に設定できます

将来自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められ（月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で変更可能）、農業経営の状況や老後の設計に応じて、いつでも見直すことができます。また、翌年分を一括して支払う前納の仕組みもあります。

### ● 終身年金で80歳までの保証付きです

農業者年金は終身年金なので生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前になくなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族（死亡した方の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹であり、死亡当時、生計を同じくしていた者）に支給されます。

### ● 税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。（民間の個人年金の場合は、控除額の上限が5万円（平成24年以降の保険契約については4万円）です）

【お問い合わせ先】 日高町農業委員会 事務局  
日高総合支所 地域経済課

電話 01456(2)6189  
電話 01457(6)2024